



米川土地改良区

公共事業で 売買が発生した際の お手続き

裏面も確認ください

手続きに ついて

①・②が揃って手続きが完了します

①申請書の提出

書式「農地転用等の通知並びに地区除外申請書」

入手方法 事務所(郵送可能) または ホームページ

②決済金の納入

振込み→JA鳥取西部または山陰合同銀行

現金→事務所

決済金

- ・維持管理費用(農地の所在地区と面積に応じて計算)
- ・未収賦課金

なぜ決済金が必要なの？

米川土地改良区の水路の維持管理費等は賦課(ふか)金によって賄われており、その額は受益地である弓浜半島の全農地面積をもとに決定されています。農地転用等で農地が減ると、維持管理費は残りの農地面積で賄うこととなり、その結果、賦課単価の増額をしないと、維持管理が困難となります。

そこで、継続して農地を所有または耕作される方の賦課単価の増加を軽減・緩和するため、その転用農地の負担相当分を精算するものとし、決済金が徴収されます。

問合せ先

〒683-0054

米子市糀町1丁目160 西部総合事務所 新館1階

米川土地改良区 担当 河本・八尾

電話 0859-22-3351

受付時間 8:30~17:15 (土日祝・年末年始 休業)

令和5年度 決済金一覧表

※令和4年度 通常総代会 議決

等級	地区別	決済金 (円/1,000㎡)
1	車尾、福生、福米、住吉、 加茂、旧米子	66,000
2	夜見、富益、彦名	60,000
3	和田、崎津、大篠津	54,000
4	中浜、余子	48,000
5	上道、旧境、渡、外江	36,000

計算方法

例) 米子市大篠津町8888を
231㎡農地転用をされる場合

米子市大篠津町は等級3の地区となります。

決済金の算定表より1000㎡あたり

54,000円。

1㎡あたりにすると54円。

転用面積 231㎡×54円(1㎡あたりの決
済金) =12,474円

1の位は切捨てのため、決済金は

12,470円となります。

留意事項	<p>(1)公共事業での用地売買や、地籍調査により非農地となった場合にも、同様の手続きが必要となります。</p> <p>(2)3月末日までに転用手続きが完了しないと、次年度に当該農地に継続して賦課がかかります。</p> <p>(3)本土地改良区への転用手続きが開始されない場合は、農業委員会より本土地改良区へ通知があった後に、郵送にてご連絡をいたします。</p>
根拠	<p>土地改良法 第42条2項(権利義務の承継及び決済)</p> <p>土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第三条に規定する資格の交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。</p>